

2020年3月
食品衛生分科会

その他の報告事項 に関する資料

令和2年度輸入食品監視指導計画（案）と
その概要について

令和2年度輸入食品監視指導計画（案）の概要

令和2年3月19日
厚生労働省医薬・生活衛生局
食品監視安全課
輸入食品安全対策室

1. 目的

輸入食品等の重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2. 適用期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3. 輸入食品の現状等

【平成31年度輸入食品監視指導計画に基づく監視結果の概況】

- モニタリング検査や検査命令等の輸入時における監視指導の強化を実施
- 輸出国段階での食品衛生に関する規制等の調査を含む個別問題に係る輸出国との協議、現地調査を実施
- 牛海綿状脳症（BSE）等に係る輸出国段階での衛生管理に関する現地調査を実施
- 輸入時の検査体制の整備

4. 令和2年度における監視指導について

【監視指導の実施体制】

食品安全基本法第4条において、「食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない」とされており、この観点から、輸出国における生産の段階から、輸入、国内流通までの各段階において必要な衛生管理対策の措置を講じるもの。

【監視指導の基本的方向】

- これまでの輸入時検査を中心とした監視体制に加え、経済連携協定等を踏まえ、輸出国段階での安全性確保を更に強化
- 引き続き、輸入時の検査体制の整備

5. 令和2年度における監視指導の具体的内容

【重点的に実施すべき事項】

- 輸入届出の審査による食品衛生法への適合性確認
- モニタリング検査^{*1}の実施（令和2年度計画：約99,700件）
- モニタリング検査以外の行政検査の実施
 - ・ 貨物確認検査の実施
- 検査命令^{*2}の実施
- 包括的輸入禁止措置^{*3}の検討
- 海外からの問題発生情報に基づく緊急対応

【輸出国段階における衛生管理対策の推進】

- 輸出国の政府担当者等に対する我が国の食品衛生管理規制等の周知
- 計画的な情報収集及び現地調査による対日輸出食品の安全対策の推進
- 試験検査技術等の技術協力

- 改正食品衛生法の施行（食肉等の HACCP、乳及び乳製品、ふぐ並びに生食用かきの衛生証明書）に関する二国間協議等の実施

【輸入者による自主的な衛生管理の推進】

- 食品衛生上の規制、輸入者の責務等の周知
 - ・ いわゆる健康食品に対する健康被害情報の確認の指導
 - ・ 器具・容器包装のポジティブリスト制度に関する周知及び指導
 - ・ 輸入届出の内容と実際の貨物が同一であることの確認の指導
- 輸入前指導の実施
- モニタリング検査時における流通状況の記録等の提出の指導

【法違反が判明した場合の対応】

- 廃棄等又は迅速な回収の指示及び再発防止策の構築の指導
- 違反原因の調査及び改善結果の報告の指導
- 輸入者等に対する営業禁停止処分の検討
- 違反事例の公表

【関係者相互間の情報及び意見の交換】

- 二国間協議及び現地調査等に関する情報の公表
- 輸入食品監視指導計画及び結果の公表
- リスクコミュニケーションの実施

【その他】

- 検疫所に従事する食品衛生監視員の人材の養成及び資質の向上
- 検疫所が実施する試験検査等に係る点検

※1：統計学的な考え方に基づく数を基本として、食品等の種類毎に輸入量、違反率等を勘案し、定めた計画的な検査。

※2：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を受ける事を命令するもの。検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない。

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止する措置。

1. 輸入食品監視指導計画とは

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項に規定される、食品等の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画をいう。

【目的】国が、輸入食品等や輸入者に対する監視指導を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2. 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 4 条（食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品供給工程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の 3 段階における安全確保に係る措置を図るために計画を策定し、監視指導を実施する。

3. 重点的に監視指導を実施すべき項目の実施結果

[] カッコ内は平成 29 年度の数値

(1) 輸入届出時における法違反の有無の確認

届出件数約 248 万件 [約 243 万件]、届出重量約 3,417 万トン [約 3,375 万トン] について、法に基づく規格、基準等への適合性について審査を実施。

(2) モニタリング検査^{*1}（※件数については延べ数）

- ① モニタリング計画：98,521 件 [97,509 件]
- ② 実施件数：99,920 件 [99,455 件]（実施率：約 101% [約 102%]）、うち違反件数：152 件 [153 件]

(3) 検査命令^{*2}

- ① 全輸出国の 17 品目及び 32 カ国・2 地域の 73 品目（平成 31 年 3 月 31 日時点）
- ② 実施件数：60,373 件（延べ 91,276 件）[59,477 件（延べ 91,685 件）]、うち違反件数：213 件（延べ 213 件）[228 件（延べ 228 件）]

(4) 違反状況

- ① 違反件数：780 件 [821 件]（違反率：届出件数の 0.03% [0.03%]、検査件数：約 21 万件 [約 20 万件]）
（違反件数：微生物規格 206 件 [220 件]、有害・有毒物質及び病原微生物 187 件 [202 件]、添加物 108 件 [137 件]、残留農薬 121 件 [91 件]、器具、腐敗、変敗、異臭及びカビの発生等 45 件 [60 件]、残留動物用医薬品 26 件 [36 件]、容器包装規格 36 件 [25 件]、他 52 件 [54 件]）
- ② 違反は積み戻し、廃棄等の措置
- ③ 包括的輸入禁止規定^{*3}の発動対象となる品目はなかった。

(5) 海外情報等に基づく緊急対応

フランス産ナチュラルチーズにおける腸管出血性大腸菌 O26 汚染のおそれについて、輸入時の監視体制の強化及び国内の流通状況の調査を行い、流通品に対する回収や輸入届出の保留等の措置を指示した。また、カナダ産小麦における安全性未審査の遺伝子組換え小麦混入のおそれについて、モニタリング検査を行う措置を講じた。

4. 輸出国における安全対策の推進

(1) 対日輸出食品の安全対策に関する計画的な情報収集及び現地調査による衛生対策の推進を図った。

例：オーストラリアでのアスパラガス及びアーモンド生産業者などの管理状況の現地調査、オランダでのパプリカ生産業者、ナチュラルチーズ製造業者の管理状況の現地調査など

(2) 二国間協議や現地調査を通じた、農薬等の管理、監視体制の強化、輸出前検査等による衛生管理対策の確立の要請を行った。

例：フィリピン産バナナの残留農薬、英国産牛肉の BSE など

(3) 輸出国における説明会の開催等を通じた、政府担当者及び生産者に対する食品安全規制の周知を行った。

例：オーストラリア、オランダ、トルコ及び南アフリカでの日本の輸入食品監視体制及び衛生規制についてのセミナーの開催など

(4) 輸出国への専門家の派遣、輸出国政府機関からの研修生の受け入れ等を通じた、輸出国における衛生対策に係る技術協力を行った。

5. 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

[] カッコ内は平成 29 年度の数値

(1) 輸入前指導（いわゆる輸入相談）

品目別相談件数 20,736 件 [23,516 件]、うち違反該当件数 384 件（延べ 509 件） [460 件（延べ 620 件）]

(2) 輸入前相談時、初回輸入時及び継続輸入時における自主検査の指導

(3) 輸入食品等の記録の作成、保存に係る指導

(4) 輸入者等への食品安全に関する知識の普及啓発として、各検疫所において説明会等を開催

※1：統計学的な考え方に基づく数を基本として、食品の種類ごとに輸入量、違反率等を勘案し定めた計画的な検査

※2：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し、検査を命令し、検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない検査

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる規定